

## 第七一回

### 参第六号

#### 公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（案）

##### （目的）

第一条 この法律は、公立の障害児教育諸学校に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて障害児教育諸学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「障害児教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。第七条において同じ。）、学校司書、寮母、実習助手及び事務職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する事務職員をいう。第十二条において同じ。）をいう。

##### （学級編制の標準）

第三条 公立の障害児教育諸学校の幼稚部又は小学部、中学部若しくは高等部の学級は、文部省令の定める心身の故障の区分に応じ、同年齢の幼児又は同学年の児童若しくは生徒で編制するものとする。ただし、当該障害児教育諸学校の幼児、児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令の定めるところにより、年齢を異にする幼児又は引き続き二の学年の児童若しくは生徒を一学級に編制することができる。

2 都道府県ごとの、公立の障害児教育諸学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の一学級の幼児、児童又は生徒の数の基準は、次の各号に規定する数（文部大臣が定める心身の故障を二以上あわせ有する児童又は生徒で編制する小学部、中学部又は高等部の学級については、五人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

一 幼稚部については、五人

二 小学部又は中学部については、八人

三 高等部については、十人（専門教育を主とする学科については、八人）

##### （学級編制）

第四条 公立の障害児教育諸学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の学級編制は、前条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行なう。

##### （学級編制についての都道府県の教育委員会の認可）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する障害児教育諸学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部に係る前条の学級編制について、あらかじめ都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受け

た学級編制の変更についても、また同様とする。

(教職員定数の標準)

第六条 公立の障害児教育諸学校に置くべき教職員の当該障害児教育諸学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「教職員定数」という。)は、次条から第十二条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(校長、教諭等の数)

第七条 校長、教諭、助教諭及び講師の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 障害児教育諸学校の数に一を乗じて得た数
- 二 幼稚部の学級総数に二を乗じて得た数
- 三 小学部の学級総数に二を乗じて得た数
- 四 障害児教育諸学校ごとに中学部の学級数に二・二七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数
- 五 障害児教育諸学校ごとに高等部の学級数に二・二七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数
- 六 盲学校の数に一を乗じて得た数
- 七 聾学校の数に二を乗じて得た数
- 八 精神薄弱者である幼児、児童又は生徒を保育し、又は教育する養護学校の数に二を乗じて得た数
- 九 養護学校ごとには肢体不自由者である幼児、児童及び生徒の数に八分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数
- 十 寄宿舎を設ける障害児教育諸学校の数に四を乗じて得た数  
(養護教諭等の数)

第八条 養護教諭及び養護助教諭の数は、障害児教育諸学校の数に一(肢体不自由者又は病弱者である幼児、児童又は生徒を保育し、又は教育する養護学校にあつては、二)を乗じて得た数とする。

(学校司書の数)

第九条 学校司書の数は、障害児教育諸学校の数に一を乗じて得た数と盲学校の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

(寮母の数)

第十条 寮母の数は、寄宿舎を設ける障害児教育諸学校ごとに、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数(その数が八に達しない場合にあつては、八)を合計した数とする。

- 一 寄宿舎に寄宿する幼稚部の幼児の数に五分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)に三を乗じて得た数
- 二 寄宿舎に寄宿する小学部の児童の男女別の数にそれぞれ五分の一を乗じて得た数

(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合計した数に二を乗じて得た数

三 寄宿舎に寄宿する中学部の生徒の男女別の数にそれぞれ五分の一を乗じて得た数  
(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合計した数に二を乗じて得た数

四 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒の男女別の数にそれぞれ三分の一を乗じて得た数  
(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合計した数に一を乗じて得た数

(実習助手の数)

第十一条 実習助手の数は、高等部を置く障害児教育諸学校の数に二を乗じて得た数と高等部に置かれる専門教育を主とする学科の総数に二(理療科については、六)を乗じて得た数とを合計した数とする。

(事務職員の数)

第十二条 事務職員の数は、障害児教育諸学校の数に二を乗じて得た数と、幼稚部、小学部、中学部及び高等部の部の総数に一(高等部のみを置く障害児教育諸学校の高等部については、二)を乗じて得た数と、寄宿舎を設ける障害児教育諸学校の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

(教職員定数の算定に関する特例)

第十三条 第七条から前条までの規定により教職員定数を算定する場合において、障害児教育諸学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、障害児教育諸学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていることその他の政令の定める特別の事情があるときは、第七条から前条までの規定により算定した数に、それぞれ政令の定める数を加えるものとする。

(本校及び分校)

第十四条 第七条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

(教職員定数に含まない数)

第十五条 第六条に規定する教職員定数には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

- 2 第六条に規定する教職員定数の標準については、昭和五十四年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の障害児教育諸学校の幼児、児童又は生徒の数及び教職員の総数等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

- 3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第一条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「(特殊教育諸学校の小学部又は中学部にあつては、当該部に属する特殊教育諸学校の校長とする。 )」、「寮母」及び「及び第十四条」を削り、同項を同条第二項とする。

第三条第一項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改め、同条第二項の表中「特殊学級」を「障害児学級」に改め、同条第三項を削る。

第四条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、「又は第三項」を削る。

第五条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第七条中「(第十一条において「校長及び教諭等」という。 )」を削り、「特殊学級」を「障害児学級」に改める。

第八条中「(第十二条において「養護教諭等」という。 )」を削る。

第十条から第十四条までを次のように改める。

第十条から第十四条まで 削除

第十五条中「及び第十一条から前条まで」及び「及び特殊教育諸学校教職員定数」を削る。

第十六条第一項中「第十一条から前条まで」を「前条」に改め、同条第二項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「第十一条から前条まで」を「前条」に改める。

第十七条中「及び第十条」及び「及び特殊教育諸学校教職員定数」を削る。

第十八条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

- 4 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改め、「標準により算定した学級の数」の下に「又は公立障害児教育諸学校の学級編制及

び教職員定数の標準に関する法律（昭和四十八年法律第 号）に規定する学級編制の標準により算定した学級の数（盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に係るものに限る。）」を加え、「同法」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

5 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

6 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）

7 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「定めるとともに、公立の特殊教育諸学校の高等部に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を」及び「及び特殊教育諸学校の高等部」を削る。

第二条第一項中「（特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長とする。以下同じ。）」及び「、寮母」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六章及び第七章を次のように改める。

第六章及び第七章 削除

第十四条から第二十一条まで 削除

第二十二條中「又は第十七条」及び「又は特殊教育諸学校の高等部」を削り、「これら」を「同条」に改め、「又は当該高等部」を削る。

第二十三條中「及び第十五条」及び「及び特殊教育諸学校高等部教職員定数」を削る。

## 理 由

公立の障害児教育諸学校における学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて障害児教育諸学校の教育水準の維持向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十九年度において約三十四億五千三百万円の見込みである。